

# 埼玉県迷惑行為防止条例

〔昭和38年10月15日〕  
〔条例第47号〕

改正	昭和54年3月15日	条例第33号	平成19年3月13日	条例第35号
	昭和59年12月25日	条例第47号	平成27年11月24日	条例第61号
	平成4年3月30日	条例第51号	平成29年2月10日	条例第2号
	平成12年8月22日	条例第66号	平成29年10月17日	条例第32号
	平成13年10月23日	条例第68号	令和2年12月22日	条例第54号
	平成16年12月21日	条例第77号		

## (目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民生活の平穩を保持することを目的とする。

### (粗暴行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他公衆が出入りできる場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車その他公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等の不安又は迷惑を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、わめき、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等の方法によりその場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

3 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他これらに類する物で人に危害を加える器具として使用できるものを振り回し、突き出す等公衆に不安又は迷惑を覚えさせるような行為をしてはならない。

### (卑わいな行為の禁止)

第2条の2 何人も、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

(1) 次に掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）で覆われている下着又は身体を写真機、ビデオカメラその他の機器（衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下この号において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等に向け、若しくは設置すること。

イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態  
でいるような場所

ロ 公共の場所又は公共の乗物（イに該当するものを除く。）

ハ 学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場  
所又は乗物（イ又はロに該当するものを除く。）

(2) 前号イからハまでに掲げる場所又は乗物にいる人の通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は衣服等を透かして見ることができる機器を用いて見ること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

(1) 衣服等の上から又は直接人の身体に触れること。

(2) 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること(前項に該当するものを除く。)

(金品の不当な要求行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等の方法により不安又は迷惑を覚えさせるような言動をし、金品を要求してはならない。

(入場券等の不当な売買行為の禁止)

第4条 何人も、入場券、観覧券、指定券その他公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物(以下「入場券等」という。)を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、買い、又はうろつき、人に立ちふさがり、つきまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲出し、若しくは公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で所持するに至つた入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に、売り、又はうろつき、人に立ちふさがり、つきまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲出し、若しくは入場券等を提示して売ろうとしてはならない。

(駐車場所の不当な供与行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、駐車場所を占める便益を対価を得て供与し、又は駐車場所を占め、若しくは立ちふさがり、若しくはつきまとい、若しくは駐車場所を占める便益を対価を得て供与しようとしてはならない。

(景品買い行為の禁止)

第6条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)をいう。以下同じ。)の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、遊技場の営業所又はその附近において、うろつき、又は遊技客に立ちふさがり、若しくはつきまとい、若しくはその物品を買い、又は買おうとしてはならない。

(不当な客引行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 次に掲げる行為について、客引き(ハに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。)をすること。

イ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる行為又はこれを仮装したものの提供

ハ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる営業に関する情報の提供

(2) 前号イ又はロに掲げる行為（ロに掲げる行為にあつては、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、不特定の者に対し、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、客となるよう誘引すること。

(3) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

(4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

イ 人の性的好奇心をそそる行為の提供、見せ物への出演又は物品の被写体となる行為

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなす行為

(5) 前号イ又はロに掲げる行為（ロに掲げる行為にあつては、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、不特定の者に対し、呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。

(6) 第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか、人の身体、衣服若しくは所持品をとらえ、立ちふさがり、つきまとう等執ような方法で客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、誘引してはならない。

(1) 第1項第1号ロ又はハに掲げる行為（ロに掲げる行為にあつては、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）の客又は利用者

(2) 第1項第4号ロに掲げる行為（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする役務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命ずることができる。

5 何人も、第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為（以下この項において「客引き等」という。）の状況等を勘案して、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待つてはならない。

6 警察官は、前項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命ずることができる。

（モーターボート等による危険行為の禁止）

第8条 何人も、河川、湖沼、池等において、みだりに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨットを疾走させ、急転回し、縫航する等により、

その付近で手こぎのボートその他の小舟に乗っている者又は水泳、水遊び、釣り等をしている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(粗暴な売買行為等の禁止)

第9条 何人も、住居その他現に人がいる建造物を訪れて、物品の売買、交換、配布、加工若しくは修理、権利の売買、役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「売買等」という。）を行うに当たり、相手方に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるものをしてはならない。

(1) 売買等の申込みを拒まれたにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等速やかにその場から立ち去らないこと。

(2) 害を加えるような氣勢を示す等著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して、売買等を行うに当たり、不安又は迷惑を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならない。

3 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、加工又は修理、広告その他役務の提供を行つて、不安又は迷惑を覚えさせるような言動をし、その対価又は報酬を要求してはならない。

(つきまとい行為等の禁止)

第10条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）（第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、同条第3項に規定する方法により行われる場合に限る。）を反復してしてはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記

録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（迷惑ビラ等の配布行為等の禁止）

第11条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当するもの及び電話番号その他の連絡先を掲載したビラ、パンフレットその他の物品（以下「迷惑ビラ等」という。）を配布してはならない。

(1) 人の衣服を脱いだ姿態、下着姿、水着姿等又は性的な行為を表す場面の写真又は絵であつて、人の性的好奇心をそそるもの

(2) 卑わいな文言、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言その他の表示

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りすることができる建築物内又は公衆の見やすい場所に、迷惑ビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、みだりに人の住居、店舗、事務所等に迷惑ビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

（罰則）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条の2第1項第1号の規定に違反した者

(2) 第10条の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条の2第1項第2号又は第2項の規定に違反した者

(2) 第4条の規定に違反した者

3 常習として第1項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 常習として第2項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第13条 第7条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第2条の規定に違反した者

(2) 第3条の規定に違反した者

(3) 第5条、第6条、第7条第1項、第8条又は第9条の規定に違反した者

(4) 第11条の規定に違反した者

3 第7条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 第7条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

5 常習として第1項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 常習として第2項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項、第2項第3号(第7条第1項に係る部分に限る。)若しくは第4号又は第3項から第6項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

一部改正(昭和54年条例第33号、昭和59年条例第47号、平成4年条例第51号、平成12年条例第66号、平成13年条例第68号、平成16年条例第77号、平成19年条例第54号)

附 則

この条例は、昭和38年11月15日から施行する。

附 則(昭和54年3月15日条例第33号)

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月25日条例第47号抄)

1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律(昭和59年法律第76号)の施行の日(昭和60年2月13日)から施行する。

附 則(平成4年3月30日条例第51号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成12年8月22日条例第66号)

1 この条例は、平成12年11月24日から施行する。

2 押売等防止条例(昭和32年条例第36号)は、廃止する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年10月23日条例第68号)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月21日条例第77号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月13日条例第54号)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 11 月 24 日条例第 61 号）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 10 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 17 日条例第 32 号）

- 1 この条例は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。